

適格機関投資家等特例業務に関する公衆縦覧について

日本では、適格機関投資家等特例業務等の届出を行った者は、金融商品取引法第 63 条第 6 項及び第 63 条の 4 第 3 項に定める書面を公衆の縦覧に供することが求められています。

開示書面の閲覧をご希望の方は、article63@angelogordon.com までご連絡ください。

適格機関投資家等特例業務等の届出者	ファンド名
AG Direct Lending Fund IV Annex GP, LLC	AG DLI IV Annex (Unlevered), L.P.